

過去20年の国立公園施策に関連する主な事項

年月日	国立公園制度、体制等に関する事項	公園管理、施設整備等に関する事項
昭和62年	釧路湿原国立公園の指定	
平成元年		自然環境保全審議会自然公園部会利用のあり方検討小委員会「自然公園の利用のあり方について」報告
2年	自然公園法改正により、動植物の殺傷・損傷、車馬乗り入れ等を要許可事項に追加	東北自然歩道整備開始（整備期間：平成2～8年度）
3年		自然公園内リフレッシュトイレ作戦開始
5年		エコロジーキャンプ場整備事業開始
6年	国立・国定公園内における廃棄物処理施設の取扱方針を決定 国立公園管理事務所を国立公園・野生生物事務所に改組	自然公園等施設整備事業費の公共事業化
7年		エコミュージアム整備事業開始 中部北陸自然歩道整備開始（整備期間：平成7～12年度） 自然環境保全審議会「自然とのふれあいのあり方」答申
8年	自然公園法施行令改正により、植生復元施設を国庫補助対象施設に追加	自然公園核心地域総合整備事業（緑のダイヤモンド計画）開始
9年		ふれあい自然塾整備事業開始
11年		子どもパークレンジャー事業開始 山岳環境浄化・安全対策緊急事業費補助制度を創設
12年	地方分権法の施行に伴い、国立公園の許認可は直接執行とし、経過措置として一部の都道府県は法定受託事務として実施 行為許可に係る基準を自然公園法施行規則に規定 国立公園・野生生物事務所を自然保護事務所に、国立公園管理官を自然保護官に改組	
13年	環境庁を環境省に改組	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業開始 自然公園利用拠点新活性化事業開始 利用集中特定山岳地域登山道整備事業開始
14年	自然公園法改正により、生物多様性の確保を責務として明文化したほか、特別地域における物の集積、指定動物の捕獲、指定地区への立入を要許可行為とし、利用調整地区制度、風景地保護協定制度、公園管理団体制度を創設	
15年	自然再生推進法が施行され、釧路湿原国立公園において法に基づく協議会設置	北海道自然歩道整備開始（整備期間：平成15～24年度）
16年	最初の風景地保護協定が阿蘇くじゅう国立公園において締結 風力発電施設の新築等に関する許可の審査基準を追加	中央環境審議会自然環境部会自然公園のあり方検討小委員会中間とりまとめ エコツーリズム推進モデル事業開始（平成16～18年度）
17年	自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所を統合し地方環境事務所に改組 景観法施行に伴い、同法に基づき自然公園法の規制について上乘せの許可基準を定めることが可能になる	三位一体改革により国立公園内の施設整備において国庫補助事業は廃止 ふれあい自然塾整備事業をはじめ各種整備事業メニューをなくし国立公園内の公園施設は原則環境省が直轄で実施
18年	自然公園法施行令改正により、特別保護地区内の植物の植栽、動物の放逐等を要許可事項に追加	